

国保だより

特別号

令和元年度の

国民健康保険税は このように決まります



富津市の保険税は、国保被保険者（国民健康保険の加入者）の所得状況及び加入されている人数、世帯を基礎に計算します。所得の状況に応じた部分を所得割額、被保険者1人当たりの一定額を均等割額といい、富津市では、2方式により保険税が決まります。

1年間の保険税

基礎分		後期高齢者支援金分		介護納付金分 (40歳以上65歳未満)		年間 保険 税額
所得割額	課税総所得金額*の 6.6%	所得割額	課税総所得金額*の 2.2%	所得割額	課税総所得金額*の 2.0%	
均等割額	被保険者数× 36,000円	均等割額	被保険者数× 8,000円	均等割額	被保険者数× 8,000円	
課税 限度額	610,000円	課税 限度額	190,000円	課税 限度額	160,000円	

令和元年度から

- 所得が少ない世帯への5割軽減と2割軽減の拡充がされました。
- 基礎分の課税限度額が改定されました。
- 18歳以下の被保険者に係る均等割額について、30%相当額を減額します。

※ 課税総所得金額とは……

前年中の総所得金額等（収入から必要経費等を控除した額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。

代表的な所得には
次のような
所得があります。

事業所得	収入金額－必要経費
給与所得	収入金額－給与所得控除額
年金所得	収入金額－公的年金等控除額
土地建物等の譲渡所得	収入金額－取得費－譲渡費用－譲渡所得特別控除額

※雑損失の繰越控除は
適用になりません。

保険税の軽減措置等について

所得が少ない世帯に対しては保険税の軽減措置があります。世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者*の前年の総所得金額の合計が、次の条件にあてはまる場合には保険税の均等割額を軽減する制度があります。

所得33万円以下

7割軽減

所得33万円+28万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

5割軽減

所得33万円+51万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

2割軽減

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療の被保険者となったことにより国保の資格を喪失し、そのときから継続して同一の世帯に属する方をいいます。

- 注1** 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得から15万円を控除した額で、上記の軽減割合の判定をします。
- 注2** 専従者給与は地方税法上と取扱いが異なり必要経費とみなさないため、専従者の所得に加算した額で、上記の軽減割合の判定をします。
- 注3** 保険税の軽減措置は、賦課期日（4月1日現在）の世帯の状況で判定します（賦課期日以降の新規加入世帯はその資格取得日が基準になります）。

所得がなくても申告を!

申告の所得をもとに判定し、7割・5割・2割軽減に該当する世帯については保険税を減額して通知しています。世帯に未申告者がいる場合は、軽減は受けられませんので、所得がなくても、必ず申告をするようにしてください。

※同様に18歳以下の被保険者の均等割額の減額も受けられません。

会社の健康保険などの被用者保険の被保険者が後期高齢者医療へ移行し、その被扶養者（旧被扶養者）が国保に加入した場合

市の窓口へ申請していただくと、国保に加入してから2年間は所得にかかると保険税が免除され、均等割が半額となります。

注 65歳以上の方のみ。

65歳未満の方が非自発的失業者となった場合

- 右記の要件を満たす場合、市の窓口へ申請していただくと、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として保険税を算定します。
- 高額療養費などの所得区分判定も前年所得を軽減して行います。

要件

（雇用保険受給資格者証の離職理由の番号にて確認します）

- 雇用保険の特定受給資格者（11、12、21、22、31、32）である方
- 雇用保険の特定理由離職者（23、33、34）である方

! 保険税の減免について

災害等のやむを得ない事情のため、保険税の納付が困難である場合には、減免の制度もありますので、国民健康保険課までお問合せください。

- 1 貧困により、公私の扶助を受けている場合
- 2 災害等により、生活が著しく困難となった場合
- 3 その他市長が必要と認める者

! 保険税は納期限までに納めましょう!

保険税は私たちの医療費に充てられる国保の貴重な財源です。必ず納期限までに納めましょう。納付が困難な場合は、納付相談を受け付けておりますのでお早めに国民健康保険課までご相談ください。

Q 保険税はだれが納めるの？



A 保険税を納める義務は「世帯主」にあります。納税通知書は世帯主に送られますので、金融機関などで保険税を納めてください。

もっと
教えて

世帯主が国保被保険者でない場合は？

▶ 世帯主が国保に加入していなくても、同じ世帯に一人でも国保被保険者がいれば、保険税を納める義務は世帯主にあります。

Q 保険税はいつから納めるの？



A 保険税は国保加入の届出をした月からではなく、「国保加入の資格を得た月」から納めます。国保に加入・脱退をするときは、14日以内に国民健康保険課に届け出てください。また、保険税は年度（4月～翌年3月）ごとに決められますので、年度途中で加入・脱退したときは、月割りで計算した分を納めます。

国保に加入するとき

- 他の市区町村から転入してきたとき
(職場の健康保険などに加入していない場合)
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



国保を脱退するとき

- 他の市区町村に転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に加入するとき
(75歳になって加入するときは届出不要)



年度の途中で加入したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$$

※職場の健康保険等は毎月の給料から天引きなどにより、大抵1箇月単位での納付となりますが、国民健康保険税は年税額(12箇月分)を7月から翌年2月までの年8回の納期で納めていただきますので、1回の納期で納める額は1箇月半分の金額に相当します。また、転入などによる年度の途中からの加入の場合は、手続をされた月の翌月の納期から納付していただきます。

例 10月に加入手続をされた場合には、11月から翌年2月までの4回で納付していただきます。

年度の途中で脱退したときの保険税

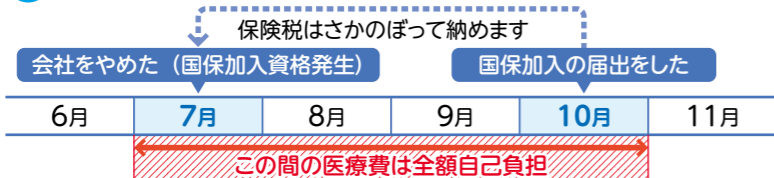
$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{4月からやめた月の前月までの月数}}{12}$$

Q 加入の届出が遅れたら？



A 加入の届出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます。

例 7月に会社をやめて、10月に国保加入の届出をしたとき



※資格を得た7月から届出をした10月までは保険証がないので、その間の医療費は全額自己負担になります。ただし、保険給付を受けることができる場合もあります。

※保険税は毎年4月1日現在国保に加入している方に割り当てられます。例えば、1月に加入資格を得た方が4月以降に届け出た場合、その年度の4月分からの保険税とは別に前年度分の保険税をお知らせします。これを「過年度分の保険税」といいます。

Q 脱退の届出が遅れたら？



A 国民健康保険証が手元にあるため、うっかり使って医療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費をあとで返していただきます。また、他の健康保険に入ったとき、国保をやめる届出をしないと、知らずに保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

65歳以上75歳未満の方の納付方法

特別徴収

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、原則として世帯主の年金から天引きとなります。

※年金からの天引きとなる方でも、保険税に未納がなく、納税組合に加入していない場合は口座振替に変更が可能です。

注

令和2年度保険税を仮徴収(特別徴収)する方については、令和元年度の納税通知書でお知らせしています。

普通徴収

世帯主が国保被保険者以外の場合や年金額が基準額未満の場合、また、介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合などは、天引きとはなりません。この場合は、納付書や口座振替により保険税を納めます。

注

世帯の状況が変わると、納付方法も変更になる場合があります。納付方法は納税通知書にて確認してください。

コンビニエンスストアでも納付ができます。

金融機関窓口等の納付に加え、コンビニチェーン店での納付が可能です。(提携しているコンビニは納付書裏面に記載してあります。)

① 納付書が期別ごとになっています。また、領収書部分は、領収後に切り離して納税者本人に返却されますので、なくさないように大切に保管してください。

- ② 下記の場合はコンビニでの納付はできません。金融機関窓口等をご利用ください。
- 納付書1枚につき税額が30万円を超える場合(バーコードの記載はありません。)
 - 汚れ、傷などでバーコードが読み取れない場合
 - 記載された納期限を過ぎた場合



保険税納付は簡単で便利な口座振替をお勧めします。

保険税納付を口座振替にすれば、納期ごとに金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。また、一度手続をすれば翌年度からも自動継続になりますので、簡単で便利です。

申込み方法

下記のものを持参して金融機関(右記参照)の窓口で手続をしてください。

申込みから実際に口座振替が開始されるまで2箇月程度かかります。

- 納税通知書
- 預貯金通帳
- 通帳届出印
- 富津市口座振替依頼書(富津市内の金融機関にあります。)(富津市外の金融機関で手続される場合は、書類を郵送しますのでご連絡ください。)



※納税組合加入者が口座振替をする場合は、納税組合を脱退する必要があります。

※納税義務者は、世帯主となりますが、保険税の振替先口座は、世帯主以外の方の口座でも手続が可能です。

申込み場所

- 千葉銀行
- 千葉興業銀行
- 三井住友銀行
- 千葉信用金庫
- 君津市農業協同組合
- 千葉県信用漁業協同組合連合会
- ゆうちよ銀行・郵便局
(千葉県・東京都・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・山梨県内に限ります)
- みずほ銀行
- 京葉銀行
- 三菱UFJ銀行
- 君津信用組合
- 中央労働金庫